

京都市選挙管理委員会告示第9号

令和2年2月2日執行予定の京都市長選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の基準となる日は次のとおりです。

令和元年11月20日

京都市選挙管理委員会  
委員長 小林 昭朗

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和2年1月18日

ただし、年齢については、令和2年2月2日

(選挙管理委員会事務局選挙課)